

質 疑 応 答 書

令和 6 年 2 月 28 日

業務名称 曾於市立末吉小学校改築基本設計及び実施設計業務委託

No.	内容	該当項目	質疑	回答
1	提示資料	実施要領 1 ページ 第 1 実施要領の定義	敷地測量図のデータをご提供いただけませんか。	参加資格確認結果の通知時に参加資格を有すると認められた応募者に対し、参考資料 1 「末吉小学校改築敷地現況平面図」の CAD データをメールにて送付します。
2	提示資料	実施要領 1 ページ 第 1 実施要領の定義	プロポーザルの時点では、業務仕様書等の配布は無いと考えてよろしいでしょうか。	プロポーザルの時点での業務委託内容書の配布は予定していませんが、令和 6 年国土交通省告示第 8 号に規定されている「基本設計に関する標準業務」及び「実施設計に関する標準業務」に加え、追加業務として、積算業務、確認申請業務(構造計算適合性判定を含む。)、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請業務、関係官庁諸手続き業務等を委託する予定です。
3	事業スケジュール	実施要領 2 ページ 第 2-3 事業スケジュール	(本業務)以外の設計業務に関わる造成測量設計業務、地質調査業務は別途発注されると考えてよろしいでしょうか。	造成測量設計業務及び地質調査業務は別途発注となります。
4	事業スケジュール	実施要領 2 ページ 第 2-3 事業スケジュール	令和 7 年 6 月に実施設計期間完了とございますが、この期間には計画通知・及び積算業務も含まれますでしょうか。	業務委託内容に含まれる、積算業務、確認申請業務(構造計算適合性判定を含む。)、建築物エネルギー消費性能適合性判定等の業務についても令和 7 年 6 月までに完了を見込んでいます。
5	参加資格要件	実施要領 3 ページ 第 3-2 プロポーザルの参加資格要件等	設計共同企業体による応募は可能か。	設計共同企業体による応募は不可となっております。ただし、実施要領 3 ページに示すとおり、協力事務所を指定して応募することは可能です。
6	参加資格要件	実施要領 3 ページ 第 3-2 プロポーザルの参加資格要件等	複数設計事務所での JV での参加は可能でしょうか？	
7	参加資格要件	実施要領 3 ページ 第 3-2 プロポーザルの参加資格要件等	設計共同体による応募は可能でしょうか？	
8	参加資格要件	実施要領 3 ページ 第 3-2 プロポーザルの参加資格要件等	参加にあたって、いずれも参加資格を満たす設計事務所 2 社による共同事業体 (JV) を構成して参加することは可能でしょうか。	
9	参加資格要件	実施要領 3 ページ 第 3-2 プロポーザルの参加資格要件等	JV での参加は可能でしょうか。	
10	参加資格要件	実施要領 3 ページ 第 3-2 プロポーザルの参加資格要件等	共同企業体に関する記載がありませんが、全ての参加資格要件を満たす複数の設計事務所が共同企業体を結成し、「一の設計事務所(応募者)」として参加することは可能と解釈してよろしいか。	
11	参加資格要件	実施要領 3 ページ 第 3-2 プロポーザルの参加資格要件等	設計共同体による応募が可能な場合 入札参加資格所有者(または入札参加資格申請中における受理者)は代表企業だけでよろしいでしょうか？	
12	参加資格要件	実施要領 3 ページ 第 3-2 プロポーザルの参加資格要件等	複数の設計事務所で構成した設計共同体による応募は可能でしょうか。またこれが可能である場合、同参加資格(3)アは設計共同体を構成する事務所全てについて必要でしょうか。	
13	参加資格要件	実施要領 3 ページ 第 3-2 プロポーザルの参加資格要件等	共同企業体 (JV) に関する記載がありませんが、共同企業体による応募は可能でしょうか。可能な場合、参加申出書の「申出者」欄の記載方法についてご指示ください。	
14	参加資格要件	実施要領 3 ページ 第 3-2 プロポーザルの参加資格要件等	意匠協力事務所と設計共同体 (JV) を組み、設計共同体を応募者として応募することは可能でしょうか。 (またその場合に構成員の事務所から意匠主任技術者を指定することは可能でしょうか。)	

質 疑 応 答 書

令和6年2月28日

業務名称 曾於市立末吉小学校改築基本設計及び実施設計業務委託

No.	内容	該当項目	質疑	回答
15	参加資格要件	実施要領 3ページ 第3-2プロポーザルの参加資格要件等	A社+B社による設計共同企業体による応募が可能な場合、統括責任者をA社の、意匠担当主任技術者をB社の雇用者によってそれぞれ担うことは可能か。	設計共同企業体による応募が不可のため、「応募者」となる代表の設計事務所から統括責任者及び意匠担当主任技術者を選定いただくこととなります。
16	参加資格要件	実施要領 3ページ 第3-2プロポーザルの参加資格要件等 (2)協力事務所の指定	土木に関する設計事務所やコンサル業者（いずれも協力事務所）は参加表明時に決定しておく必要がございますでしょうか。	意匠、構造、設備に関する協力事務所については参加申出時までに決定しておく必要がありますが、さらに細分化された分野やその他の分野の協力事務所については参加申出時までに決定しておく必要はありません。また、これらの細分化された分野や他の分野の協力事務所が設計時に参入することは可能ですが、設計体制表や業務計画書等に記載していただくことを想定しています。
17	参加資格要件	実施要領 3ページ 第3-2プロポーザルの参加資格要件等 (2)協力事務所の指定	参加表明時に参加していなかった協力事務所（主に照明デザインやランドスケープデザインなど）を設計時に参入することは可能でしょうか。	
18	参加資格要件	実施要領 3ページ 第3-2プロポーザルの参加資格要件等 (3)参加資格要件	意匠協力事務所においては、必ず一級建築士事務所である必要があるでしょうか。二級建築士事務所、木造建築士事務所は不可でしょうか。	応募者、協力事務所ともに一級建築士事務所を要件として定めていますので、二級建築士事務所、木造建築士事務所は不可となります。
19	参加資格要件	実施要領 3ページ 第3-2プロポーザルの参加資格要件等 (3)参加資格要件 エ	協力事務所に積算等の新たな分野を追加する場合も一級建築士事務所登録の必要はありますか。	その他の分野の協力事務所について記載する場合は、建築士法上、建築士事務所登録の必要がある分野については、一級建築士事務所登録を行っている者としてください。建築士事務所登録の必要がない分野については、参加資格要件から「エ」の要件は除外されるものとしてください。 なお、協力事務所は、意匠、構造、設備に関する協力事務所については参加申出時までに決定しておく必要がありますが、その他の分野の協力事務所については参加申出時までに決定しておく必要はありません。
20	参加資格要件	実施要領 3ページ 第3-2プロポーザルの参加資格要件等 (3)参加資格要件 エ	本業務委託の履行予定事務所において一級建築士事務所登録はございますが、指名願において申請している契約担当窓口となる出先事務所に一級建築士事務所登録がございません。このような場合、本件参加資格を満たすと判断できますでしょうか。	一般的に、以下の条件を全て満たせば参加資格を満たします。 【建築士事務所登録のある本店等(以下、「本店等」という。)] ・本店等は建築士事務所登録がされていること。 ・建築士法の重要事項説明は本店等に所属している建築士が行うこと。 ・設計、工事監理など建築士の独占業務となる業務は、本店等が行うこと。 【建築士事務所登録の無い支店等(以下、「支店等」という。)] ・支店等は、会社法第907条に基づく商業登記法の定めのある支店であること。 ・支店等は、委任事項(委任状)の内容が契約及び請求に関する権限のみであること。 ・支店等では、設計、工事監理など建築士の独占業務となる業務は行わないこと。 場合によっては建築士法に抵触するおそれもありますので、詳細については、個別に対応しますのでご相談ください。

質 疑 応 答 書

令和 6 年 2 月 28 日

業務名称 曾於市立末吉小学校改築基本設計及び実施設計業務委託

No.	内容	該当項目	質疑	回答
21	設計体制	実施要領 3 ページ 第 3-2 プロポーザルの参加資格要件等 実施要領 11 ページ 第 4-1 実施体制に関する条件 (1) 設計体制	応募者は統括責任者を兼ねることが可能でしょうか。	応募者(本業務のプロポーザルに参加しようとする設計事務所)の代表者が統括責任者を兼ねても差し支えありません。 なお、実施要領11ページに示すとおり、各技術者は本業務の実務を担う者としてください。
22	参加申出書類	実施要領 5 ページ 第 3-4 参加手続き等 (5) 参加申出書類の受付	「参加申出書類の提出書類について」 設計共同体 (JV) を組んで参加することが可能な場合は、協定書の提出が必要でしょうか。	設計共同企業体による応募は不可となっております。 ただし、実施要領 3 ページに示すとおり、協力事務所を指定して応募することは可能です。
23	参加申出書類	実施要領 5 ページ 第 3-4 参加手続き等 (5) 参加申出書類の受付	「参加申出書類の提出方法について」 郵送で提出の場合は、3月12日正午までではなく、3月12日中の到着であれば可ということでしょうか。	ご理解のとおりです。 郵送等による提出の場合は、受取確認ができる方法に限るものとし、3月12日までに到着すれば結構です。
24	参加申出書類	実施要領 5 ページ 第 3-4 参加手続き等 (5) 参加申出書類の受付	参加申出書類の受付について、ご提示頂いた提出書類をクリップ等で綴じ、提出するものとして良いでしょうか。	提案書等提出要領及び様式集 3 ページ 2 提出要領 「(2) 実施体制に関する提出書類」と同様に提出してください。(表紙不要)
25	参加申出書類	実施要領 5 ページ 第 3-4 参加手続き等 (5) 参加申出書類の受付	参加申出書類の綴じ方は、ホチキス 2ヶ所留めではなく、中央二つ穴、仕切り紙(インデックス)の体裁で、1部提出で宜しいでしょうか。 様式1-3 の■添付書類は、末ページと一緒に綴じ込むのでしょうか。	「(2) 実施体制に関する提出書類」と同様に提出してください。(表紙不要) なお、綴じる順序については、参加申出書、様式1-3参加資格確認審査申請書、添付書類(第一面関連から第三面関連について順に綴じる)としてください。
26	設計体制	実施要領 11 ページ 第 4-1 実施体制に関する条件 (1) 設計体制	統括責任者および意匠担当主任技術者が共に応募者(応募事務所)に雇用関係をもって所属している必要がある、ということですので、一級建築士が2名以上所属する事務所であれば応募者になれない、という理解で良いですか？	ご理解のとおりです。
27	設計体制	実施要領 11 ページ 第 4-1 実施体制に関する条件 (1) 設計体制	応募者の一級建築士1名が統括責任者、協力事務所の一級建築士1名が意匠担当主任技術者となる、というのでは参加資格がない、という理解で良いですか？	ご理解のとおりです。
28	設計体制	実施要領 11 ページ 第 4-1 実施体制に関する条件 (1) 設計体制 (4)	本年度の一級建築士試験に合格し、現在一級建築士の登記手続きを済ませ、免状を発行中(5月に発行予定)の者を、意匠担当主任技術者に指定することはできますでしょうか。	実施要領 12 ページ 第 4-1 実施体制に関する条件 「(3) 配置予定技術者の業務実績」のAにおいて、意匠担当主任技術者の設計業務実績として、公共性を有する施設で延べ面積1,000平方メートル以上の建築物の設計業務実績を記載するように求めています。 そのため、同様の建築物の設計は建築士法第3条に規定される一級建築士でなければできない設計となりますので、条件を満たさないと判断されます。

質 疑 応 答 書

令和6年2月28日

業務名称 曾於市立末吉小学校改築基本設計及び実施設計業務委託

No.	内容	該当項目	質疑	回答
29	設計体制	実施要領 11ページ 第4-1実施体制に関する条件 (1)設計体制	(エ)電気設備担当主任技術者と(ワ)機械設備担当主任技術者は兼務してよろしいですか。	兼務可能です。
30	設計体制	実施要領 11ページ 第4-1実施体制に関する条件 (1)設計体制	電気設備担当主任技術者と機械設備担当主任技術者を兼務する事についての記載が無い事から、建築士法第10条の3第2項に規定する設備設計一級建築士であれば、電気設備担当主任技術者と機械設備担当主任技術者の兼務が可能と解釈してよろしいか。	
31	設計体制	実施要領 11ページ 第4-1実施体制に関する条件 (1)設計体制	電気設備担当主任技術者と機械設備担当主任技術者は、兼務できると考えてよろしいでしょうか。	
32	設計体制	実施要領 11ページ 第4-1実施体制に関する条件 (1)設計体制	電気設備担当主任技術者および機械設備担当主任技術者は兼務でも宜しいでしょうか。	
33	設計体制	実施要領 11ページ 第4-1実施体制に関する条件 (1)設計体制 (ウ)～(オ)	構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者は、必ず各1名である必要があるでしょうか。複数人とすることは不可でしょうか。	各分野の主任技術者はそれぞれの分野を総括する代表的な技術者として各1名を選定いただくこととしています。
34	業務実績	実施要領 12ページ 第4-1実施体制に関する条件 (2)応募者及び意匠協力事務所の業務実績	「基本設計完了後、実施設計中」や「実施設計完了後、施工監理中」など竣工前の施設については、③施設の概要の記載を予定完成年月や計画図・パース等の添付によることとしてよろしいか。	設計を行った施設が未完成の場合、「施設の完成年月」欄には完成予定年月を、「設計対象物の写真等」は、計画図やパース等を添付してください。
35	業務実績	実施要領 12ページ 第4-1実施体制に関する条件 (2)応募者及び意匠協力事務所の業務実績 ア応募者の業務実績 (イ)公共性を有する施設に関する設計業務実績	庁舎、学校施設、病院施設、大学施設などの国や自治体が所管する公共施設全般が該当し、その中に交流施設、商業施設も含むと考えるとよろしいでしょうか。	所管は関係なく、不特定多数の者の利用に供する公共性を有する施設延べ面積1,000平方メートル以上の建築物を実績の対象としており、括弧内の「交流施設、商業施設等を含む。」とは、例示として交流施設や商業施設等も実績の対象となる施設であることを意図して記載しています。
36	業務実績	実施要領 12ページ 第4-1実施体制に関する条件 (3)配置予定技術者の業務実績	実績は参加資格を確認するためでしょうか。または審査評価対象となるのでしょうか。審査評価対象となる場合は審査基準をご教授願います。	主に参加資格を確認するための資料として利用します。また、場合によっては、業務遂行能力を判断するための資料としても利用を予定しています。
37	業務実績	実施要領 12ページ 第4-1実施体制に関する条件 (3)配置予定技術者の業務実績 アイ	同等の立場で従事した者に関して立場を証明する資料は必要でしょうか。 また、必要な場合は専門雑誌等の掲載誌の写しでよろしいでしょうか。	同様の立場での従事を証明する資料は不要です。 ただし、疑義が生じた場合、資料の提出を求める場合があります。提出いただく場合は、テクリスによる実績や専門雑誌等の掲載誌の写し等を予定しています。
38	業務実績	実施要領 13ページ 第4-1実施体制に関する条件 (3)配置予定技術者の業務実績	総括責任者及び意匠担当主任技術者の設計業務実績については、各技術者、延床1,000㎡以上の業務実績の物件は同じ物件でも良いか。	同じ物件で結構です。
39	参加資格確認審査申請書	提案書等提出要領及び様式集 様式1-3参加資格確認審査申請書 協力事務所に関する資格要件	協力事務所に関する資格要件の記入箇所“応募者”の欄は、どのように表記すれば良いでしょうか？	令和6年2月19日付けで様式1-3「参加資格確認審査申請書」の様式を修正しております。「応募者」を「協力事務所」に修正していますので、協力事務所について記載してください。

質 疑 応 答 書

令和6年2月28日

業務名称 曾於市立末吉小学校改築基本設計及び実施設計業務委託

No.	内容	該当項目	質疑	回答
40	参加資格確認審査申請書	提案書等提出要領及び様式集 様式1-3参加資格確認審査申請書 協力事務所に関する資格要件	『協力事務所に関する資格要件』は、配置予定技術者が所属する、全ての会社分(構造、電気、機械等)必要でしょうか？	実施要領 3ページ 第3-2プロポーザルの参加資格要件等 「(2)協力事務所の指定」に示すように、協力事務所の定義は「意匠、構造、設備等事務所および各種専門領域におけるコンサルタント等」としております。 よって、市は、応募者又は協力事務所に所属している者の中から配置予定技術者を選出し、「設計チーム」を構成することを想定しています。 また、「(3)参加資格要件」において協力事務所についても参加資格要件を定めています。 以上から、配置予定技術者が所属する、全ての会社等が協力事務所の資格要件を満たしている必要があります。 なお、令和6年2月19日付けで様式1-3「参加資格確認審査申請書」の様式を修正しております。協力事務所が複数ある場合は、様式1-3「参加資格確認審査申請書」の「第二面」を複写して記載してください。
41	参加資格確認審査申請書	提案書等提出要領及び様式集 様式1-3参加資格確認審査申請書 協力事務所に関する資格要件	統括責任者、意匠、構造、電気、設備担当主任技術者に加えて新たな分野の主任担当技術者を加えた場合は、記入欄を新たに設けて記載する必要はありますでしょうか。	市が求めている統括責任者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者について記載があれば結構です。 新たな分野の主任技術者について記載の必要はありません。
42	参加資格確認審査申請書	提案書等提出要領及び様式集 様式1-3参加資格確認審査申請書 協力事務所に関する資格要件	本項目の、「協力事務所」とは、意匠協力事務所のみを指すのでしょうか。 あるいは、配置予定技術者のうち、構造・電気・機械設備担当技術者が応募者と異なる事務所の場合も、構造・電気・機械設備担当技術者の所属事務所のそれぞれを「協力事務所」として扱い、本項目への記入が必要なのでしょうか。	意匠協力事務所に加え、配置予定技術者を応募者以外の設計事務所から選任する場合、当該配置予定技術者が所属する設計事務所について、協力事務所として扱います。 (質疑の後段のとおりとなります。) なお、令和6年2月19日付けで様式1-3「参加資格確認審査申請書」の様式を修正しております。協力事務所が複数ある場合は、様式1-3「参加資格確認審査申請書」の「第二面」を複写して記載してください。
43	参加資格確認審査申請書	提案書等提出要領及び様式集 様式1-3参加資格確認審査申請書 協力事務所に関する資格要件	協力事務所が複数になった場合、どのように表記すれば良いでしょうか？	
44	参加資格確認審査申請書	提案書等提出要領及び様式集 様式1-3参加資格確認審査申請書 協力事務所に関する資格要件	協力事務所が複数となる場合は該当箇所をコピーして記入することとしてよいでしょうか。	令和6年2月19日付けで様式1-3「参加資格確認審査申請書」の様式を修正しております。協力事務所が複数ある場合は、様式1-3「参加資格確認審査申請書」の「第二面」を複写して記載してください。
45	参加資格確認審査申請書	提案書等提出要領及び様式集 様式1-3参加資格確認審査申請書 協力事務所に関する資格要件	数か所の協力事務所が参加する場合は、記入欄の行を加えて記載すればよろしいでしょうか。	
46	参加資格確認審査申請書	提案書等提出要領及び様式集 様式1-3参加資格確認審査申請書 添付書類	様式1-3の■添付書類1～8までの証する書類はすべて写して宜しいでしょうか。	全て写して結構です。

質 疑 応 答 書

令和 6 年 2 月 28 日

業務名称 曾於市立末吉小学校改築基本設計及び実施設計業務委託

No.	内容	該当項目	質疑	回答
47	参加資格要件	提案書等提出要領及び様式集 様式1-3参加資格確認審査申請書 添付書類	「一級建築士事務所の登録を受けたものであることを証する書類」とありますが、協力事務所である設備設計事務所につきまして、一級建築士事務所であることは必須でしょうか。	実施要領 3ページ 第3-2プロポーザルの参加資格要件等 「(3)参加資格要件」において、応募者、協力事務所ともに一級建築士事務所を要件として定めていますので、二級建築士事務所、木造建築士事務所は不可となります。
48	参加資格確認審査申請書	提案書等提出要領及び様式集 様式1-3参加資格確認審査申請書 添付書類	私共は有限責任事業組合の組合員を個人事業主二名で構成している一級建築士事務所です。様式1-3第一面関連添付書類1は、個人事業主である両名の納税証明書（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」についてみ納税額のない証明）を提出すれば宜しいでしょうか。又この二名でそれぞれ総括責任者および意匠担当主任技術者を担当する場合、同第三面関連添付書類5及び6は、組合の謄本で宜しいでしょうか。	有限責任事業組合は、ご承知のとおり法人格をもたない組織であり、課税は組合ではなく組合員に対して行われることから、第一面関連添付書類の未納のない証明については、構成員である組合員全員分の未納のない証明を添付してください。 また、第三面関連添付書類5及び6の雇用関係を証する書類について、組合の謄本に総括責任者及び意匠担当主任技術者の氏名が記載されていれば結構です。
49	参加資格確認審査申請書	提案書等提出要領及び様式集 様式1-3参加資格確認審査申請書 添付書類	“雇用関係を証する書類”とは、どのようなものを差しているのでしょうか？	雇用関係を証する書類については、健康保険証の写し、社員証等の写し(会社印や代表者印があるもの。)、雇用に関する証明書(任意様式で会社印や代表者印による証明があるもの)等で、次に示す事項が記載されているものを想定しています。
50	参加資格要件	提案書等提出要領及び様式集 様式1-3参加資格確認審査申請書 添付書類	添付書類に関して 配置予定技術者の雇用関係を証する書類は、法人登記謄本でも宜しかったでしょうか。	1 事業所名 2 配置予定技術者の氏名 3 資格取得年月日又は雇用期間若しくは雇用開始日等 なお、法人登記簿謄本に配置予定技術者に関して、上記事項が記載されていれば結構です。
51	業務実績	提案書等提出要領及び様式集 様式C-1～C-3業務実績書	様式C-1～3に記載する業務実績は、設計業務に関してのみで、工事監理業務の記載は不要でしょうか。	実施要領 12ページ 第4-1実施体制に関する条件 「(2)応募者及び意匠協力事務所の業務実績」に示すように、設計実績のみを求めていますので、工事監理業務に関する実績は不要です。